

クリーニング師研修・業務従事者講習

札幌会場

開催のお知らせ

クリーニング業法で定められた
クリーニング師研修・業務従事者講習を

受講しましょう!!



●クリーニング師及びクリーニング業務従事者の方は、クリーニング所等に従事してから1年以内に、その後は3年に一度、都道府県知事が指定する研修・講習を受講することが「クリーニング業法」により義務付けられています。

・日時：令和3年11月14日（日） 12:20～16:20

・会場：札幌市産業振興センター

・受講料：クリーニング師研修5,000円 業務従事者講習4,500円

・申込期間：令和3年10月12日（火）～令和3年11月2日（火）

受講申込書は、クリーニング研修・講習のページからダウンロードできます。

衛生対策

事故対策

最新情報

研修・講習でトラブル防止・確かな技術・信頼されるお店の第一歩を!!

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じて実施（別紙参照）しますが、申込に当たっては、次の事項について、ご理解、ご協力をお願いします。

- ・申込後、発熱や咳、咽頭痛などの症状が出た場合、受講を取りやめてください。この場合、第2型（通信）での受講に変更させていただきます。
- ・対象地域等で感染が拡大したときは中止とし、第2型（通信）に変更させていただく場合があります。
- ・受講の際は、マスクの着用と定期的な手洗いや手指の消毒をお願いします。

- ◎ 受講者情報は、知事へ報告します。
- ◎ 受講者には、修了証・終了済みステッカーが交付されます。

《《 お問い合わせ先 》》

公益財団法人
北海道生活衛生営業指導センター
札幌市中央区大通西16丁目2番地
北海道浴場会館1階
TEL：011-615-2112
FAX：011-615-2113

クリーニング師研修等の実施における 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

令和3年度のクリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習を実施する際は、次に示す新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止対策を講ずる。

記

1 会場での対策

(1) 会場の管理者と連携し、次の対策を講ずる。

ア 会場出入口への消毒薬の配置

イ 定期的な換気の実施

ウ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室に隔離するなどし、感染の拡大を防止する。

(2) 受講者席は、できるだけ2 m（最低1 m）以上の間隔を確保して配置する。

(3) 講師と受講者席とは、2 m以上の間隔を確保する。

(4) 北海道コロナ通知システムの登録を推奨する。

2 受講者に対する対策

(1) 受講者への事前周知

受講申込者への受講票送付の際、次の留意事項を周知する。

ア 対象地域等で感染が拡大した場合、中止とすることがあること。この場合、第2型（通信制。以下同じ）での受講に変更させていただくこと。

イ 申込後、発熱や咳・咽頭痛などの症状が出た場合、受講参加を辞退していただくこと。この場合、第2型に変更させていただくこと。

ウ 受講に当たっては、マスク着用と定期的な手洗いや手指消毒を励行すること。

エ 会場への移動においても、マスクの着用をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。

(2) 受講者の受付・入場における確認

ア 受講者の受付に際して、本人に発熱、咳、咽頭痛の症状の有無を確認し、症状がある場合は受講参加を辞退するよう要請する。この場合、第2型による受講に変更していただく。

イ 受講に当たっては、マスク着用と定期的な手洗いや手指消毒を励行するよう要請する。

ウ 会場内における密着、近距離の会話（私語）は避けるよう要請する。

エ 受講中に体調不良が生じた場合、速やかに担当者に申し出るよう促す。

(3) 「北海道コロナ通知システム」への登録を要請する。

(4) 上記(2)のイ～エ及び(3)について、研修等の前に行うオリエンテーションにおいて再周知する。

(5) 受講者に体調不良が生じた場合は、必要に応じ別室に隔離するなどの措置を講じるものとし、事後の対応については、会場管理者や関係保健所等と協議の上、決定する。

3 講師及び事務局従事員の対策

講師及び事務局従事員については、次のとおり対策を講じる。

(1) マスクの着用

(2) 受講者との接触を減らす。

(3) 定期的な手洗いと手指消毒の励行。

4 対象地域等で感染が拡大した場合の措置

対象地域等において感染が拡大した場合は中止することとし、受講申込者には第2型（通信制）での受講に変更していただくなどの措置を講じる。

Q1 私のお店には3人のクリーニング師がいますが、3人とも受講が必要ですか。

A クリーニング業務に従事しているクリーニング師の方は、必ず3年に一度受講する必要があります。会場で受講できない場合は、第2型（通信制）を受講してください。

関連Q :案内された研修の開催日は都合が悪くて受講できません。どうしたらいいですか。

A 最寄り会場の開催日に都合が悪い方は、別会場や通信制の研修を受講してください。

Q2 クリーニング業務従事者講習の対象となるのは、どのような人ですか。

A クリーニング所（工場）又は取次店ごとに、次の方が対象となります。

- ① クリーニング所等の開設から1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに
- ② クリーニング業務に従事している方（クリーニング師免許を持たない方）の中から、1店舗ごとに従事者（クリーニング師を含む。）数5名につき1名の割合で営業者が指名した方（例：5人以下の店舗では1名。6人から10人の店舗では2名）
 - ※ 常時雇用、臨時雇用、季節雇用等の雇用形態又は勤務形態の違いは問いません。専ら事務的業務に従事する方は講習の対象から除外されます。
 - ※ 同じ店舗のクリーニング師の方がクリーニング師研修を受講した場合、講習を受講したものとみなされます。

Q3 第11クール(令和元年度～3年度)の研修・講習のポイントを教えてください。

A 研修・講習で使用するテキスト（クリーニング実務）が、次のとおり改訂されました。（研修・講習の講義内容は講師によって多少違いがあります。）

① 問題の発生原因やトラブル防止のポイント

クリーニング問題事例（24事例）について、(1) 事故写真・イラスト、(2) クレームの内容・原因、(3) お店に望まれる対応、トラブル防止のポイント等が掲載されました。

また、事例に適用されるクリーニング事故賠償基準の条文若しくは運用マニュアルが掲載されています。

② クリーニング業界にとっても懸念事項である「長期間放置品」について、業界の動向・対応方法等が掲載されました。

③ 注意したい素材の事故防止策やウエットクリーニングをわかりやすく解説しています。

④ 最近話題となった感染症等について、解説しています。

⑤ 参考資料に、クリーニング事故賠償基準（運用マニュアル）や、カウンターでの接客マニュアルなどが掲載されています。

Q4 クリーニング師の父親が引退しましたが、必要な手続きを教えてください。

A 従業員の雇用・退職やお父様の引退などによって事業所のクリーニング師の在籍状況や従事者数等に変更があった場合、保健所に「変更届」が必要です。